

安芸市堆肥供給センター

指定管理仕様書

安芸市堆肥供給センター（以下「指定管理施設」いう。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、指定管理施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 指定管理施設の管理代行に関する基本的な考え方

指定管理施設を管理・運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 指定管理施設について、農業生産における連作障害を防止し、農地の地力増進を図り、良質農産物の生産性の向上に期するよう、生産者に堆肥を供給する目的のために管理・運営を行うこと。

3 施設の概要

- (1) 名称 安芸市堆肥供給センター
- (2) 所在 安芸市穴内甲 736 番地

4 法令等の遵守

指定管理施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）
- (3) 安芸市堆肥供給センター条例（平成 3 年条例第 4 号）
- (4) 安芸市堆肥供給センター条例施行規則（平成 3 年規則第 1 号）

本指定期間中に(1)～(4)に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容とする。

5 特記事項

- (1) 緊急対応時、防犯・防災対策について十分に留意するとともに、職員に指導を行うこと。
- (2) 個人情報の適正な取扱いに努め、職員に周知・徹底を図ること。

6 経費等について

- (1) 施設の管理・運営に伴う収入

施設の管理・運営に伴う収入はすべて指定管理者の収入とする。

- (2) 指定管理料

指定管理業務に係る費用は支払わないものとする。

- (3) 精算及び事業報告

会計年度終了後、30 日以内に精算及び事業報告を行うこと。

7 物品の帰属等

備え付けの備品や当初から整備している備品については、安芸市に帰属するものとし、指定管理者が購入した物品等は指定管理者に帰属するものとする。

8 指定管理にあたっての注意事項

指定管理にあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、安芸市と協議を行うこと。
- (3) その他、この仕様書に記載のない事項については安芸市と協議を行い決定する。
- (4) 安芸市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができるものとする。